

# 青森地方労働審議会

## 第1回青森県電気機械器具製造業 最低工賃専門部会

日 時：令和8年1月19日（月）10：00  
場 所：青森合同庁舎4階 共用会議室

### 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 労働基準部長挨拶
- 3 議 題
  - ア 部会長及び部会長代理の選出について
  - イ 品目、工程、規格及び標準能率について
  - ウ その他
- 4 閉 会

# 資料目次

1	青森地方労働審議会青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員名簿	1
2	家内労働法	2
3	地方労働審議会令	1 3
4	青森地方労働審議会運営規程	1 6
5	青森地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程	1 9
6	青森労働局各種審議会等の組織図	2 0
7	最低工賃決定の手順（概略）	2 1
8	都道府県別最低工賃決定状況	2 2
9	青森県の最低工賃	2 3
10	青森県最低工賃が適用される家内労働者数及び委託者数の推移	2 4
11	青森県電気機械器具製造業最低工賃	2 5
12	電気機械器具製造業最低工賃の品目別金額及び作業形態説明図	2 6
13	青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会審議概要 （令和4年度・令和2年度・平成28年度）	2 7
14	青森県電気機械器具製造業最低工賃の推移	3 0
15	青森県電気機械器具製造業最低工賃決定状況	3 1
16	都道府県別電気機械器具製造業最低工賃額一覧表	3 2
17	青森県最低賃金の推移	3 3
18	賃金等の指数の推移	3 4
	別冊資料1 令和7年度青森県電気機械器具製造業最低工賃実態調査結果	
	別冊資料2 都道府県別電気機械器具製造業関係最低工賃表	
	別冊資料3 家内労働のしおり（厚生労働省）	
	別冊資料4 青森県における家内労働	
	参考資料1 令和7年12月5日付け諮問文（写）	
	追加資料1 電気機械器具製造業最低工賃参考写真（委員限）	

## 青森地方労働審議会

資料No.1

## 青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員名簿

令和7年12月5日

(公益代表委員)

氏名	職名	備考
渋田 美羽	弘前大学人文社会科学部 講師	委員
奈良 尚子	社会保険労務士	委員
原 俊之	青森中央学院大学経営法学部 教授	委員

(家内労働者代表委員)

氏名	職名	備考
秋田谷 宗孝	日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会 事務局長	臨時委員
阿部 隆	富士電機津軽セミコンダクタ労働組合 執行委員長	臨時委員
中野 隼	日本労働組合総連合会青森県連合会 事務局長	委員

(委託者代表委員)

氏名	職名	備考
小山田 康雄	(一社)青森県経営者協会 専務理事	委員
菅 孝	青森県中小企業団体中央会 副会長・専務理事	臨時委員
成田 剛	(株)タカシン 会長室室長	臨時委員

掲載は五十音順

備考欄：労働審議会における委員、臨時委員

## 家内労働法

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 委託 (第3条～第5条)
- 第3章 工賃及び最低工賃 (第6条～第16条)
- 第4章 安全及び衛生 (第17条・第18条)
- 第5章 家内労働に関する審議機関 (第19条～第24条)
- 第6章 雑則 (第25条～第32条)
- 第7章 罰則 (第33条～第36条)

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

### (定義)

**第2条** この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 1 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体(以下「加工等」という。)を委託すること。
- 2 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。
- 4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。
- 5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。
  - 1 第1項第1号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの
  - 2 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額
- 6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

## 第2章 委 託

（家内労働手帳）

- 第3条** 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(就業時間)

**第4条** 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(委託の打切りの予告)

**第5条** 6月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

## 第3章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

**第6条** 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査(以下「検査」という。)をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から1月以内に支払わなければならない。

(工賃の支払場所等)

**第7条** 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

(最低工賃)

**第8条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難しいと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

**第9条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第1項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間は、前条第1項の規定による決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による決定をする場合において、第2項の規定による申出があつたときは、第3項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

6 前条第2項の規定は、第3項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

**第10条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

**第 11 条** 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

**第 12 条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して 30 日を経過した日(公示の日から定算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

**第 13 条** 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

*(最低工賃の効力)*

第14条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

*(最低工賃に関する職権等)*

第15条 第8条第1項及び第10条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適當となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第8条第2項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

*(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)*

第16条 第6条又は第14条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

## 第4章 安全及び衛生

*(安全及び衛生に関する措置)*

**第 17 条** 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

**第 18 条** 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第1項又は第2項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

## 第5章 家内労働に関する審議機関

**第 19 条及び第 20 条** 削除

(専門部会等)

**第 21 条** 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

## 第 22 条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第 23 条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認められる場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第 24 条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 雑 則

(援助)

第 25 条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第 26 条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第 27 条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かななければならない。

(報告等)

第 28 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところ

により、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

**第 29 条** 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

**第 30 条** 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第 31 条** 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

**第 32 条** 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

## 第7章 罰 則

第 33 条 第 18 条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は2万円以下の罰金に処する。

第 34 条 第 14 条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- 1 第3条第1項、第6条又は第 17 条の規定に違反した者
- 2 第3条第2項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者
- 3 第 18 条の規定による命令(委託をすることを禁止する命令を除く。)又は第 32 条第3項の規定による命令に違反した者
- 4 第 26 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 5 第 27 条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者
- 6 第 28 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
- 7 第 30 条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**地方労働審議会令****(平成十三年九月二十七日政令第三百二十号)**

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

**第一条** 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

**第二条** 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

**第三条** 委員は、労働者(家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

**第四条** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

**第五条** 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

**第六条** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

**第七条** 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

**第八条** 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に

関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

**第九条** 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

**第十条** この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年七月七日 政令第一八五号)抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

## 青森地方労働審議会運営規程

規程制定 平成 13 年 10 月 2 日

改 正 平成 15 年 9 月 10 日

改 正 令和 3 年 11 月 25 日

第 1 条 青森地方労働審議会（以下「審議会」という）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとする時は、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をもその都度労働局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務につ

いて議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第 11 条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第 4 条第 4 項及び第 5 項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第 12 条 部会又は最低工賃専門部に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

第 13 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部に諮って定める。

第 14 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行なう。

## 附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 9 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 25 日から施行する。

## 青森地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

規程制定 平成13年10月 2日

改 正 平成16年 1月21日

第1条 青森地方労働審議会最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び青森地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

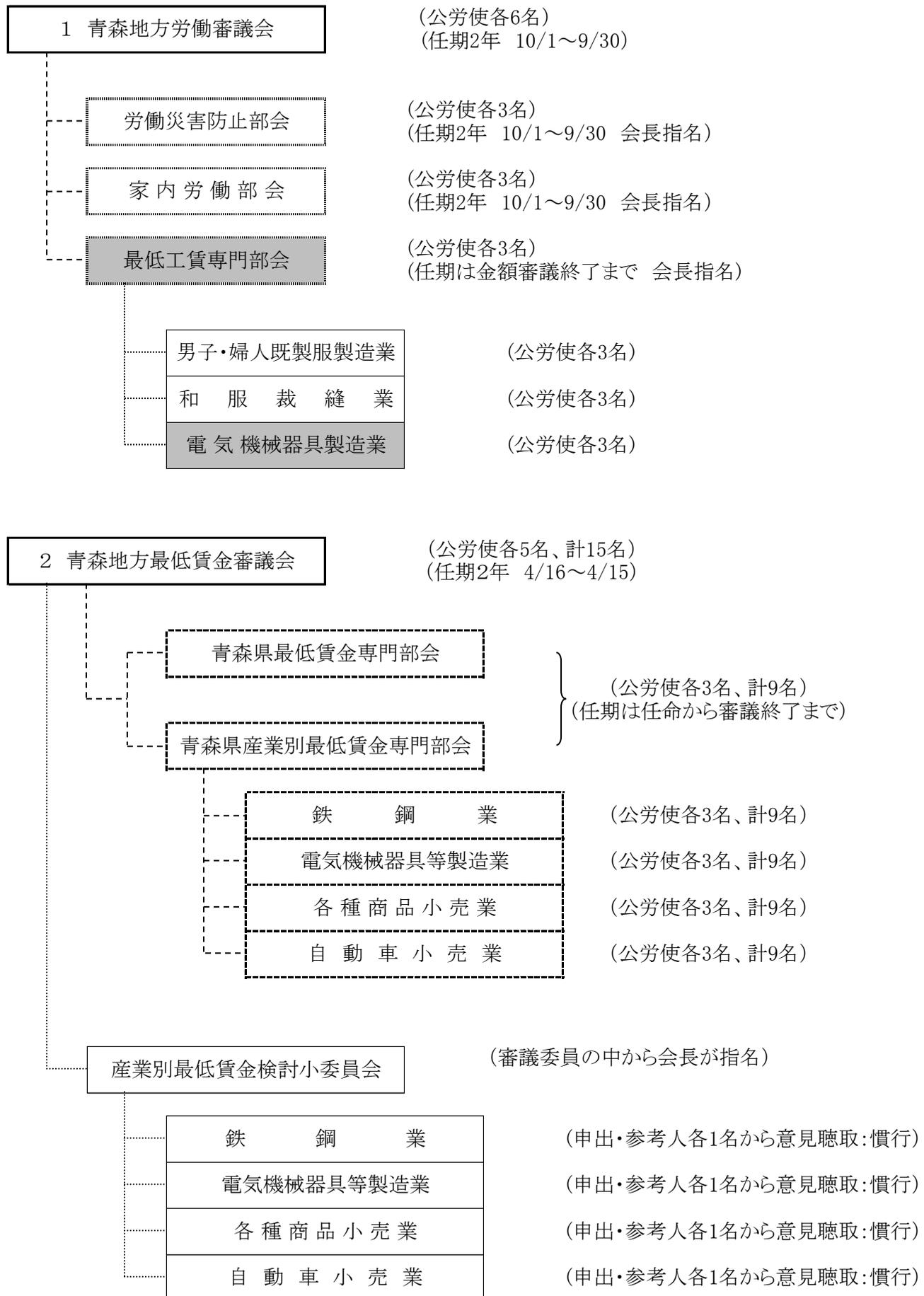
第3条 部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、青森地方労働審議会長に報告しなければならない。

第4条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

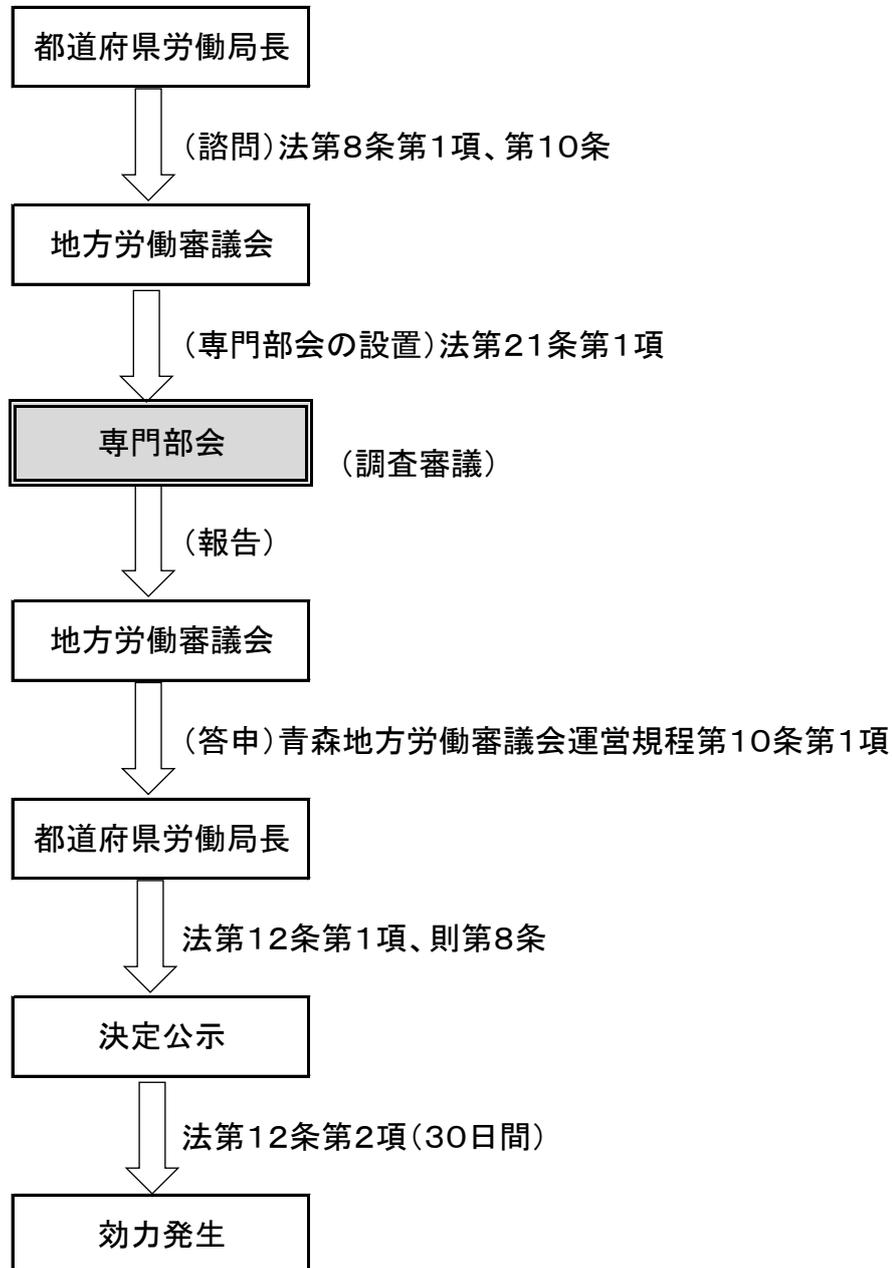
この規程は、平成16年1月21日から施行する。

## 青森労働局各種審議会等の組織図



最低賃金法第20条～第26条  
最低賃金審議会令  
青森地方最低賃金審議会運営規程

## 【最低賃金決定の手順(概略)】



都道府県別最低工賃決定状況(令和7年11月末日現在)

都道府県名	件数	改正年度	件名	改正年度	件名	改正年度	件名	改正年度	件名	改正年度	件名
北海道	1	平成13	和服裁縫								
青森	3	平成15	和服裁縫	令和7	男子・婦人既製服	令和5	電気機械器具				
岩手	2	令和7	電気機械器具	令和4	既製洋服						
宮城	2	平成29	男子服・婦人服	令和7	電気機械器具						
秋田	2	平成17	通信機器用部分品	令和6	男子服・婦人服・子供服						
山形	1	令和6	男子・婦人既製服								
福島	3	令和4	横編ニット	令和5	電気機械器具等	令和6	外衣・シャツ				
茨城	3	平成15	男子既製洋服	令和7	電気機械器具	平成17	婦人・子供既製服				
栃木	2	令和6	電気機械器具	令和7	衣服						
群馬	3	平成16	横編ニット	平成18	婦人服	令和7	電気機械器具				
埼玉	5	令和6	紙加工品	令和4	足袋	令和5	縫製	令和7	電気機械器具	令和5	革靴
千葉	1	令和7	婦人既製洋服								
東京	3	令和7	電気機械器具	令和6	婦人既製洋服	令和5	革靴				
神奈川	3	平成9	紙加工品	平成12	スカーフ・ハンカチーフ	平成30	電気機械器具				
新潟	4	平成12	男子・婦人既製洋服	平成12	横編ニット	平成13	作業工具	平成13	洋食器・器物		
富山	2	令和5	電気機械器具	令和6	ファスナー加工						
石川	0										
福井	2	令和5	眼鏡	令和7	衣服						
山梨	3	令和5	電気機械器具	令和6	婦人服	令和7	貴金属製品				
長野	2	平成13	外衣・シャツ	令和6	電気機械器具						
岐阜	3	平成6	婦人服	平成6	男子既製洋服	平成8	陶磁器上絵付				
静岡	1	令和5	車両電気配線装置								
愛知	1	令和6	車両電気配線装置								
三重	1	平成30	車両電気配線装置								
滋賀	1	平成9	下着・補整着								
京都	2	平成28	紙加工品	平成26	丹後地区絹織物						
大阪	1	令和6	男子既製洋服								
兵庫	5	平成11	綿・スフ織物	令和7	靴下	平成13	但馬地区絹・人絹・毛織物	平成15	釣針	平成17	電気機械器具
奈良	1	令和6	靴下								
和歌山	0										
鳥取	2	令和6	和服裁縫	令和7	男子服・婦人服						
島根	3	平成15	電気機械器具	平成15	外衣・シャツ	平成16	和服裁縫				
岡山	1	令和6	車両電気配線装置								
広島	4	令和5	既製服縫製	令和7	和服縫製	平成29	毛筆・画筆	平成15	電気機械器具		
山口	0										
徳島	1	平成19	縫製								
香川	1	平成20	手袋・ソックスカパー								
愛媛	1	平成12	タオル								
高知	2	平成24	衛生用紙	令和6	繊維産業						
福岡	2	平成11	男子服	平成27	婦人服						
佐賀	1	令和4	婦人既製服								
長崎	2	平成13	婦人既製洋服	平成13	男子既製洋服						
熊本	3	平成13	和服裁縫	平成16	縫製	令和5	電気機械器具				
大分	2	平成12	電気機械器具	平成13	衣服						
宮崎	2	令和5	男子既製洋服	令和元	内燃機関電装品製造業						
鹿児島	1	令和7	電気機械器具等								
沖縄	1	令和5	縫製								
合計	92										

## 青森県最低工賃一覧

青森労働局  
令和7年10月現在

業種	委託者数	家内労働従事者数	効力発生年月日	最低工賃業務内容
男子・婦人 既製服製造業	26 (25)	337 (338)	令和 7. 5. 1	男子既製服製造業に係る背広上衣・ズボンのまとめ又は、婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務
和服裁縫業	3 (5)	12 (14)	平成 15. 5. 1	和服のうち、振袖・留袖・長着・羽織・浴衣等12品目の仕立ての業務
電気機械器具 製造業	13 (18)	91 (160)	令和 5. 5. 1	シールド線の端末加工、コネクタの差し及びアルミ電解コンデンサーの外観検査の3品目の業務

注：家内労働従事者数及び委託者数は委託状況届から集計。

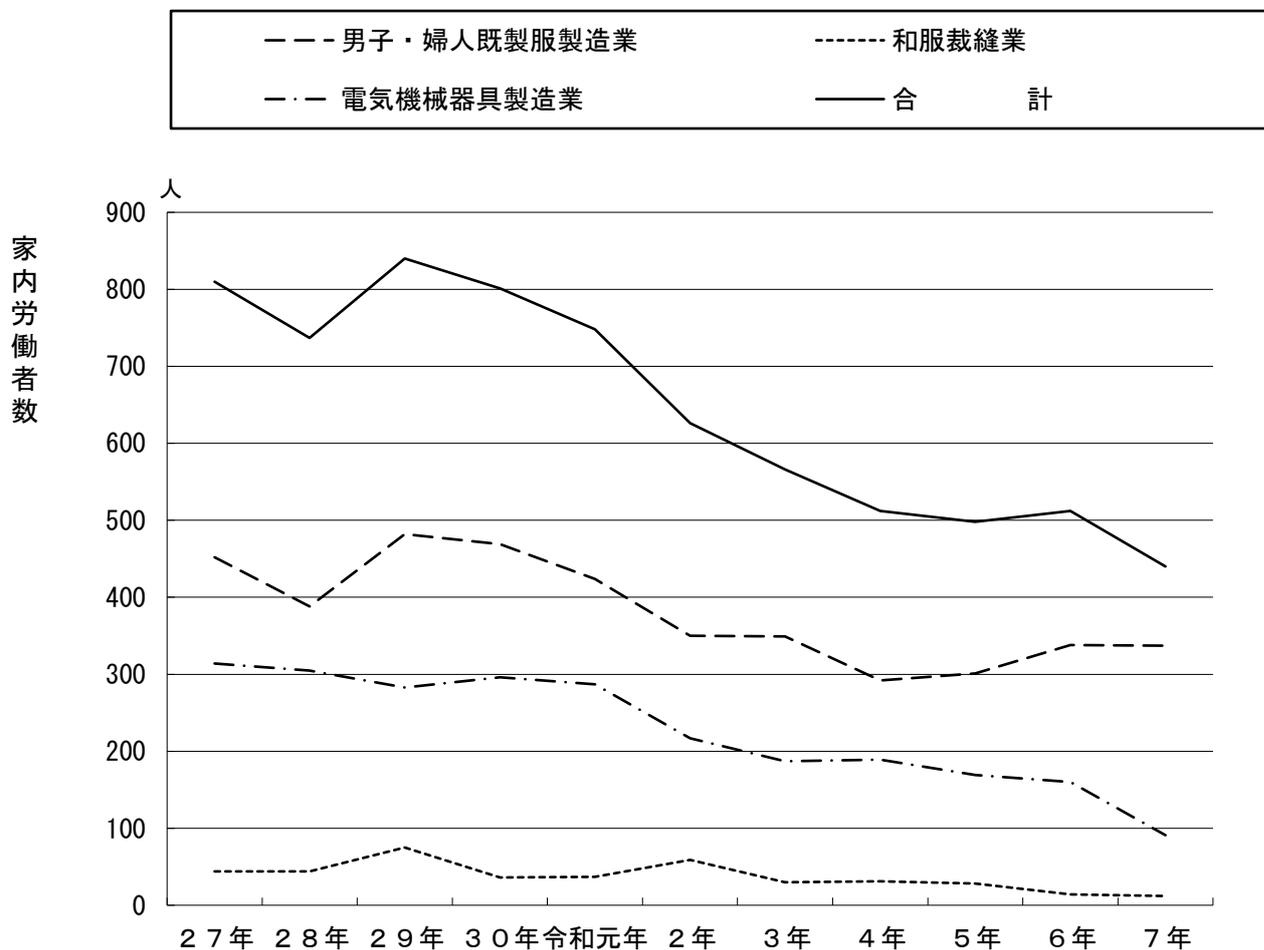
家内労働従事者数は、家内労働者数と補助者数の合計をいう。

( ) 内は、令和6年10月現在。

## 青森県最低工賃が適用される家内労働者数及び委託者数の推移

(青森労働局)

## (1) 家内労働者数の推移



	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
男子・婦人既製服製造業	452	388	482	469	424	350	349	292	301	338	337
和服裁縫業	44	44	75	36	37	59	30	31	28	14	12
電気機械器具製造業	314	305	283	296	287	217	187	189	169	160	91
合計	810	737	840	801	748	626	566	512	498	512	440

## (2) 委託者数の推移

	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
男子・婦人既製服製造業	29	24	29	28	26	26	27	28	26	25	26
和服裁縫業	9	10	13	7	9	9	8	9	8	5	3
電気機械器具製造業	19	19	17	20	20	18	17	17	17	18	13
合計	57	53	59	55	55	53	52	54	51	48	42

## 青森県電気機械器具製造業最低工賃

効力発生の日 令和5年5月1日

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格		金額
シールド線	端末加工（シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう）			100本につき 518円91銭
コネクター	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	1端子ごとに差すもの		100端子につき 28円45銭
		連続端子となっているもの		100回につき 61円14銭
アルミ電解 コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状 で行うもの	自動検査済み のもの	100個につき 11円39銭
		バラ状で行うもの		100個につき 20円24銭

## 電気機械器具製造業最低工賃の品目別金額及び作業形態説明図

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

令和5年5月1日発効

青森労働局

品目	工程	規格	作業の形態説明	金額
シールド線	端末加工 (シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう)		<p>シールド線のよじり → 芯線のムキ出し → 芯線のよじりハンダ付け</p>	100本につき 518円91銭
コネクター	差し (コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう)	1端子ごとに差すもの	<p>コンタクト インシュレーター</p>	100端子につき 28円45銭
		連続端子となっているもの	<p>仮挿入 仮挿入 キャリア部 INS(インシュレーター) 参考 (この部分で切断する) C/T(コンタクト)部 *金属(銅+メッキ)</p>	100回につき 61円14銭
アルミ電解コンデンサー	目視による完成品 外観検査	テープピン グ状で 行うもの	<p>コンデンサー</p>	100個につき 11円39銭
		バラ状で行うもの	<p>コンデンサー</p>	100個につき 20円24銭

## 令和4年度青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会審議経過

会議名・開催日 時・場所	主 な 審 議 内 容
第1回専門部会 令和5年1月13日(金) 13:24~14:37 青森合同庁舎 4階会議室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に榎引素夫委員、部会長代理に飛鳥由美子委員が選出された。</li> <li>2 事務局の資料説明後、品目、工程、規格、標準能率の見直しの要否について審議が行われ、次のとおりとなった。 (1)品目、工程、規格、標準能率については見直しの必要性は認められず、現行どおりとし、第2回専門部会において確定する。 (2)金額については、第2回専門部会において審議する。</li> <li>3 今後の審議日程 第2回専門部会は1月23日(月)に開催し、品目、工程、規格、標準能率の確定後、金額審議する。</li> </ol>
第2回専門部会 令和5年1月23日(月) 13:22~14:18 青森合同庁舎 4階会議室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 金額審議が行われ、全会一致で議決された。 ・最低工賃については、青森県最低賃金の引上げ率を参考に改正することとした。</li> <li>2 効力発生日は、令和5年5月1日(指定発効)とする。</li> <li>3 労働審議会運営規程第10条第1項により、同日付けで青森労働局長あて答申が行われた。</li> <li>4 異議申出の公示期間は、1月23日から2月7日まで。</li> </ol>

令和2年度 青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会審議概要

会議名 開催日時・場所	審議の概要
<p>第1回専門部会 令和3年1月18日(月) 13:29~14:35 青森合同庁舎会議室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理の選任について 部会長に榎引委員、部会長代理に飛鳥委員が選任された。</li> <li>2 事務局の資料説明後、品目、工程、規格、標準能率の審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目、工程、規格、標準能率については見直しの必要性は認められず、現行どおりとし、第2回専門部会において確定する。</li> <li>・ 金額については、第2回専門部会において審議する。</li> </ul> </li> <li>3 今後の審議日程について 第2回専門部会は1月26日に開催し、品目、工程、規格、標準能率の確定後、金額審議する。</li> </ol>
<p>第2回専門部会 令和3年1月26日(水) 13:23~14:30 青森合同庁舎会議室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務局の資料説明後、品目、工程、規格、標準能率の審議 現行どおりと決定した。</li> <li>2 金額審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工賃額については、平成29年度から令和2年度までの青森県最低賃金の引上げ率を参考に改正することとした。</li> </ul> </li> <li>3 効力発生の日は、令和3年5月1日の指定発効とすることに決定した。</li> <li>4 審議は全会一致で決定した。</li> </ol> <p>※ 同日付で専門部会長報告及び青森地方労働審議会運営規程に基づき、青森労働局長あて答申が行われた。</p>

平成28年度 青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会審議概要

会議名 開催日時・場所	審議の概要
<p>第1回専門部会 平成29年1月12日(木) 15:00~16:05 青森合同庁舎会議室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理の選任について 部会長に佐藤委員、部会長代理に榎引委員が選任された。</li> <li>2 事務局の資料説明後、品目、工程、規格、標準能率の審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目、工程、規格、標準能率については見直しの必要性は認められず、現行どおりとし、第2回専門部会において確定する。</li> <li>・ 金額については、第2回専門部会において審議する。</li> </ul> </li> <li>3 今後の審議日程について 第2回専門部会は2月22日に開催し、品目、工程、規格、標準能率の確定後、金額審議する。</li> </ol>
<p>第2回専門部会 平成29年2月22日(水) 13:25~14:05 青森合同庁舎会議室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務局の資料説明後、品目、工程、規格、標準能率の審議 現行どおりと決定した。</li> <li>2 金額審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工賃額については、平成25年度から平成28年度までの青森県最低賃金の引上げ率を参考に改正することとした。</li> </ul> </li> <li>3 効力発生の日は、平成29年5月1日の指定発効とすることに決定した。</li> <li>4 審議は全会一致で決定した。</li> </ol> <p>※ 同日付で専門部会長報告及び青森地方労働審議会運営規程に基づき、青森労働局長あて答申が行われた。</p>

### 青森県電気機械器具製造業最低工賃の推移

発効日 品目	平成13年5月1日	平成16年5月1日	平成19年5月1日	平成23年5月1日	平成26年5月1日	平成29年5月1日	令和3年5月1日	令和5年5月1日
トランス	巻線（リングコアにリード線を巻く） 〈手巻きで2回以上巻く〉 1個につき2円24銭	削除						
コネクター	差し（コンタクトをインシュレータに差し込む） 〈1端子ごとに差すもの〉 1端子につき20銭	同左 100端子につき20円17銭	同左 100端子につき20円34銭	同左 100端子につき21円51銭	同左 100端子につき22円18銭	同左 100端子につき23円88銭	同左 100端子につき26円45銭	同左 100端子につき28円45銭
	差し（コンタクトをインシュレータに差し込む） 〈連続端子となっているもの〉 1回につき43銭	同左 100回につき43円36銭	同左 100回につき43円72銭	同左 100回につき46円23銭	同左 100回につき47円66銭	同左 100回につき51円32銭	同左 100回につき56円84銭	同左 100回につき61円14銭
シールド線	端末加工（シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行う） 1本につき3円65銭	同左 100本につき368円03銭	同左 100本につき371円08銭	同左 100本につき392円38銭	同左 100本につき404円54銭	同左 100本につき435円57銭	同左 100本につき482円39銭	同左 100本につき518円91銭
電解コンデンサー	目視による完成品外観検査	同左						
	〈テーピング状で行うもの・自動検査済みのもの〉 1個につき8銭	同左 100個につき8円07銭	同左 100個につき8円14銭	同左 100個につき8円61銭	同左 100個につき8円88銭	同左 100個につき9円56銭	同左 100個につき10円59銭	同左 100個につき11円39銭
	〈バラ状で行うもの〉 1個につき14銭	同左 100個につき14円36銭	同左 100個につき14円48銭	同左 100個につき15円31銭	同左 100個につき15円78銭	同左 100個につき16円99銭	同左 100個につき18円82銭	同左 100個につき20円24銭

※ 〈 〉内は規格を表示。

# 青森県電気機械器具製造業最低工賃決定状況

## 1 青森県電気機械器具製造業最低工賃額の推移

品目		アルミ電解コンデンサー								コネクター								シールド線			
工程		目視による完成品外観検査								差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）								端末加工（シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう）			
規格		テーピング状で行うもの				バラ状で行うもの				1端子ごとに差すもの				連続端子となっているもの							
		自動検査済みのもの																			
諮問年度	換算単位	工賃額	引上率(%)	8時間当たりの標準能率(個)	8時間当たりの換算額	工賃額	引上率(%)	8時間当たりの標準能率(個)	8時間当たりの換算額	工賃額	引上率(%)	8時間当たりの標準能率(端子)	8時間当たりの換算額	工賃額	引上率(%)	8時間当たりの標準能率(回)	8時間当たりの換算額	工賃額	引上率(%)	8時間当たりの標準能率(本)	8時間当たりの換算額
R4	100	¥11.39	7.57%	56,000	¥6,378	¥20.24	7.57%	28,000	¥5,667	¥28.45	7.57%	18,000	¥5,121	¥61.14	7.57%	8,000	¥4,891	¥518.91	7.57%	960	¥4,982
R2	100	¥10.59	10.75%	56,000	¥5,930	¥18.82	10.75%	28,000	¥5,270	¥26.45	10.75%	18,000	¥4,761	¥56.84	10.75%	8,000	¥4,547	¥482.39	10.75%	960	¥4,631
H28	100	¥9.56	7.67%	56,000	¥5,354	¥16.99	7.67%	28,000	¥4,757	¥23.88	7.67%	18,000	¥4,298	¥51.32	7.67%	8,000	¥4,106	¥435.57	7.67%	960	¥4,181
H25	100	¥8.88	3.10%	56,000	¥4,973	¥15.78	3.10%	28,000	¥4,418	¥22.18	3.10%	18,000	¥3,992	¥47.66	3.10%	8,000	¥3,813	¥404.54	3.10%	960	¥3,884
H22	100	¥8.61	5.74%	56,000	¥4,822	¥15.31	5.74%	28,000	¥4,287	¥21.51	5.74%	18,000	¥3,872	¥46.23	5.74%	8,000	¥3,698	¥392.38	5.74%	960	¥3,767

## 2 青森県最低賃金額の推移

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年					
時間額(円)	619	630	633	645	647	654	665	679	695	716	738	762	790	793	822	853	898	953	1,029					
引上額(円)	9	11	3	12	2	7	11	14	16	21	22	24	28	3	29	31	45	55	76					
引上率(%)	1.48%	1.78%	0.48%	1.90%	0.31%	1.08%	1.68%	2.11%	2.36%	3.02%	3.07%	3.25%	3.67%	0.38%	3.66%	3.77%	5.28%	6.12%	7.97%					
期間引上額(円)	35				20				51				77				60				176			
期間引上率(%)	5.74%				3.10%				7.67%				10.75%				7.57%				20.63%			

## 3 青森県電気機械器具製造業最低賃金額の推移

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年					
時間額(円)	681	690	693	702	705	712	721	735	750	765	785	806	829	833	859	888	927	968	1,045					
引上額(円)	9	9	3	9	3	7	9	14	15	15	20	21	23	4	26	29	39	41	77					
引上率(%)	1.34%	1.32%	0.43%	1.30%	0.43%	0.99%	1.26%	1.94%	2.04%	2.00%	2.61%	2.68%	2.85%	0.48%	3.12%	3.38%	4.39%	4.42%	7.95%					
期間引上額(円)	30				19				44				68				55				157			
期間引上率(%)	4.46%				2.71%				6.10%				8.89%				6.60%				17.68%			

資料No.15

都道府県別電気機械器具製造業最低工賃額一覧表(令和4年11月末現在)

品目		アルミ電解コンデンサー						コネクター						シールド線			備考(類似業務以外の業務)
工程		目視による完成品外観検査						差し (コンタクトをインシュレ ータに差し込むことをいう)						端末加工 (シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう)			
規格		テーピング状で行うもの			バラ状で行うもの			1端子ごとに差すもの			連続端子となっているもの						
		自動検査済みのもの															
都道府県	発効年度	1個または1個換算	8時間当たりの標準能率	8時間当たりの換算額	1個または1個換算	8時間当たりの標準能率	8時間当たりの換算額	1端子または1端子換算	8時間当たりの標準能率	8時間当たりの換算額	1回または1回換算	8時間当たりの標準能率	8時間当たりの換算額	1本または1本換算	8時間当たりの標準能率	8時間当たりの換算額	
青森県	R5	0.1139円	56,000個	6.378円	0.2024円	28,000個	5,667円	0.2845円	18,000端子	5,121円	0.6114円	8,000回	4,891円	5.1891円	960本	4,982円	
岩手県	R7																電子部品、ワイヤーハーネス、トランス
宮城県	R7										0.47円 0.61円	設定なし	—	2.04円	2,125本	4,335円	
秋田県	H17	0.0225円	設定なし	—													トランス、コイル
福島県	R5							0.36円									
茨城県	R7													0.55円			プリント基板、リード線、コイル
栃木県	R6							0.51円									
群馬県	R7										0.61円	設定なし	—	5.00円	設定なし	—	コイル、磁器コンデンサー用部品
埼玉県	R7																リード線、トランス、電気部品、印刷回路基板
東京都	R7							0.91円	10,400個	9,464円				5.46円	1,952個	10,658円	プリント基板、電気部品、スライドスイッチ
神奈川県	H30													1.15円			リード線、電気部品、印刷回路基板
富山県	R5							0.30円	設定なし	—							電子部品
山梨県	R5							0.56円	設定なし	—							ビニル線、コイル
長野県	R6				0.54円	設定なし	—	0.60円									コイル、プリント基板、自動車用ワイヤーハーネス
静岡県	R5																カプラー差し、チューブ通し、キャップ通し
愛知県	R6																カプラー差し、防水栓通し、チューブ通し
三重県	H30																仮巻き、外装テーピング、カプラー差し、チューブ通し、キャップ通し
兵庫県	H17																印刷回路基板、ワイヤーハーネス
島根県	H15																電気部品、ワイヤーハーネス
岡山県	R6																端子ハメ(先ハメ)、チューブ通し
広島県	H15																ワイヤーハーネス、基板、基板以外(はんだ付け)
熊本県	R5																ワイヤーハーネス
大分県	H12																ワイヤーハーネス
宮崎県	R元																カプラー差し、チューブ通し
鹿児島県	R7																ワイヤーハーネス

※青森県以外のコネクター差しは、すべてリード線又はシールド線のコネクターへ差し込みである。

資料No.16

# 青森県最低賃金の推移

青森労働局労働基準部賃金室

年度 区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		時間額	引上額 (円)	16	21	22	24	28	3	29	31	45
引上率 (%)	2.36		3.02	3.02	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	5.28	6.12	7.97
時間額 (円)	695		716	738	762	790	793	822	853	898	953	1,029
発効年月日		H29.10.18	H28.10.20	H29.10.6	H30.10.4	R1.10.4	R2.10.3	R3.10.6	R4.10.5	R5.10.7	R6.10.5	R7.11.21

## 賃金等の指数の推移

### 1 賃金指数の推移

《きまって支給する現金給与》

年（平均）	全 国 (令和2年=100)	青森県 (令和2年=100)
令和元年	101.0	101.2
令和2年	100.0	100.0
令和3年	101.2	104.6
令和4年	103.6	104.8
令和5年	105.7	107.0
令和6年	107.6	108.7

資料出所：総務省統計局

(事業所規模 30 人以上)

資料出所：厚生労働省、青森県企画政策部  
統計分析課「毎月勤労統計調査」

### 2 消費者物価指数の推移

(2020年基準消費者物価指数)

年（平均）	全 国 (令和2年=100)	青森市 (令和2年=100)
令和元年	100.0	100.6
令和2年	100.0	100.0
令和3年	99.8	100.0
令和4年	102.3	103.3
令和5年	105.6	106.8
令和6年	108.5	109.9

### 3 標準生計費（青森市）

(各年4月現在、円)

区分	1 人 世 帯				4 人 世 帯			
	R4年	R5年	R6年	R7年	R4年	R5年	R6年	R7年
食 料 費	27,730	33,590	31,270	31,190	54,890	72,810	63,580	65,460
住居関係費	40,550	42,520	41,420	40,240	42,860	36,970	39,170	34,960
被服・履物費	3,460	5,530	5,590	3,690	5,080	8,410	10,720	5,810
雑 費 I	12,450	29,870	14,090	20,120	38,400	87,930	39,890	52,640
雑 費 II	5,200	9,520	11,360	6,160	13,220	19,810	31,000	16,230
計	89,390	121,030	103,730	101,400	154,450	225,930	184,360	175,280
①R6年/R4年×100 (%)			①	②			②	②
②R7年/R4年×100 (%)			116.04	113.44			119.37	113.49

資料出所：青森県人事委員会

### 4 生活保護と最低賃金の比較

区分	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護費（月額）	94,811	95,957	95,963	96,507	96,898	98,428
最低賃金額（月手取額）	108,332	112,176	112,601	116,577	119,639	125,950
最低賃金額（時間額）	762	790	793	822	853	898

資料出所：青森労働局